

### 特定不妊治療費の一部を助成します

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

**対象** 北海道の特定不妊治療費助成事業の決定を受けた、市税などに滞納のない夫婦  
**助成額** 治療費から北海道の特定不妊治療費助成事業で受けた助成金を差し引いた額

※1回につき10万円まで。  
**助成回数** 初めて北海道の特定不妊治療費助成事業を受ける

ときの治療開始時の妻の年齢が、40歳未満の場合は通算6回、40歳以上の場合は通算3回（いずれも43歳未満まで助成）

**申請書類** 登別市特定不妊治療費助成事業申請書、北海道特定不妊治療費助成事業の決定通知書と特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し  
**申し込み** 北海道特定不妊治療

### 6月は環境月間です

費助成事業の決定日の翌日から60日以内に健康推進G（しんた21内・☎850100）

北海道・北東北地球温暖化対策推進本部では、6月を環境月間と定め、テレビ・ゲーム・パソコンなどを消して読書や本の読み聞かせに取り組むことで、電気使用量を低減し、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素の排出量の削減に取り組んでいます。皆さんご協力ください。

**問い合わせ** 環境対策G（クリンクルセンター内・☎852958）

### 小型はかりの定期検査を行います

北海道計量検定所では、能力が1ト未満の小型はかりの定期検査を行います。取引や証明に使用する小型はかりは必ず検査を受けてください。

#### 日時・場所

- 6月11日(月)14時～15時：鷺別公民館
- 6月12日(火)9時30分～11時：市民館

## 人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権擁護にかかわる活動を行っている『あなたの街の相談パートナー』です。家庭内のもめごとや、隣近所でのトラブルなど日常生活におけるさまざまな問題の相談を受け付けます。

相談は無料で、難しい手続きはなく、秘密は厳守します。困ったことがありましたらお気軽にご相談ください。

#### 市の人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
森口 達 (もりぐち さとる)	鷺別町	☎867149
渋谷 隆芳 (しぶや りゅうほう)	登別温泉町	☎842359
高橋 敏夫 (たかはし としお)	中央町	☎853562
畠山 基子 (はたけやま もとこ)	登別本町	☎830234
白戸 邦昭 (しらとくにあき)	若草町	☎862328
中西 広満 (なかにし ひろみつ)	若草町	☎869642
森 正名 (もり まさな)	富士町	☎880543
三澤 由比子 (みさわ ゆいこ)	若山町	☎881790

▶問い合わせ 市民サービスグループ (☎852139)

## パブリックコメント (意見公募) のお知らせ

問い合わせ  
 総務部総務グループ  
 (☎851130)

- ▶**案件名** 登別市本庁舎建設基本構想 (案)
- ▶**概要** まちづくりの拠点、防災の要としての役割を十分に果たし、市民のよりどころとして長く親しまれ、活用できる新たな本庁舎の建設に向け、基本方針や位置、機能、規模など新庁舎に関する基本的な市の考え方をまとめたもの
- ▶**募集期間** 6月6日(水)～7月5日(木)
- ▶**閲覧場所** 市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、しんた21、市立図書館、市立図書館アーニス分館、市民活動センター、総務グループに備え付けるほか、市公式ウェブサイトにも掲載しています
- ▶**意見の提出方法** 閲覧場所に備え付けの専用用紙または任意の用紙に①案件名、②住所、③氏名、④電話番号、⑤Eメールアドレス (お持ちの方のみ) ⑥意見を記入し、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函するか、郵送またはファクス、Eメールで総務部総務グループ (〒059-8701中央町6丁目11、☎851108、Eメール: somu@city.noboribetsu.lg.jp) に提出してください
- ※電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ▶**意見に対する回答** 寄せられた意見に対する市の考え方は、市公式ウェブサイトに掲載するほか、閲覧場所に閲覧ファイルを備え付けます

「申し込み」「問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です

### 国民年金保険料の追納制度

保険料の免除や納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた場合は、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。そのため、免除などを受けて

から10年以内であればさかのぼって納付 (全額または一部) することができる『追納』という制度があります。

※免除などの承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

※追納を希望する方は、年金事務所へ申し込みが必要です。

**問い合わせ** 室蘭年金事務所 国民年金課 (☎247104)